

平成 23・24 年度建設工事入札参加資格審査申請要領

三豊総合病院企業団

三豊総合病院企業団へ建設工事の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、経営事項審査(審査基準日(=決算日)が平成21年10月1日～平成22年9月30日のもの。但し、県外業者は、平成21年9月1日～平成22年8月31日のもの)を受審の上、この要領に従い申請してください。

注 意 事 項

- この要領において、主たる営業所が観音寺・三豊市内にある建設業許可業者を「市内業者」、主たる営業所が香川県内にある建設業許可業者を「県内業者」、主たる営業所が香川県外にある建設業許可業者を「県外業者」といいます。
- 入札参加資格の有効期間は、2年間(平成23年4月1日～平成25年3月31日)です。
- 平成 23・24 年度入札参加資格者名簿については、HPで公表します。
原則、個別に通知はいたしません。

申 請 方 法 等

1 提出方法

- 申請書類を記入の上、次の審査日に提出書類を持参又は郵送してください。(郵送は消印有効。)電子申請はできません。
- フラットファイル(ブルー系、A4判)に申請要領に掲げる順番に綴じ込み、ファイルの背表紙下段に、商号を記載してください。
- コピーで提出できる書類は、必ずA4判に統一してください。原本提出の書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付し、大きい場合は折り込んでください。
- 郵送で提出する方で受領書等が必要な場合は返信用封筒に切手をはって同封してください。

(郵送で申請する場合の送付先)

〒769-1695 香川県観音寺市豊浜町姫浜708番地
三豊総合病院企業団 総務課施設係

2 審査日時・場所

- 受付時間を厳守してください。
- 期間の後半は混雑します。できるだけ期間の前半に申請してください。
- 提出書類に不足、不備等があった場合は、受付できません。FAX は使用できませんので事前に十分確認してください。

審査日時(土、日祝祭日を除く)	審査場所
平成23年2月15日(火)～28日(月) 午前 9時30分～11時 午後 1時～3時30分	観音寺市豊浜町姫浜708番地 三豊総合病院 総務課 施設係 (西棟地下中央コントロール室)

3. 提出書類(コピーで提出する書類は必ずA4判に統一すること)

(◎:必要、△:該当する業者のみが提出、×:不要)

番号	市内	県内	県外	提出書類	注意事項
①	◎	◎	◎	(Ⅰ) 申請する業種の全てについて、主たる営業所が建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結を行う場合((Ⅱ)以外の場合) 入札参加資格審査申請書 申請業種等調書 (コピー可) 指定様式	記入例を参照し、作成してください。
				(Ⅱ) 申請する業種の全部または一部について、建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結権限を営業所に委任する場合 入札参加資格審査申請書 申請業種等所調書 申請営業所調書 (コピー可) 指定様式	記入例を参照し、作成してください。 ・ <u>同一申請業種について、営業所(本社を含む。)間の重複は認められません。</u> 例1:大阪支店 土木一式, 高松支店 土木一式 →× 例2:本社 造園, 高松営業所 造園 →× ・ <u>なお申請営業所は、主たる営業所を含め、2箇所までとします。</u>
②	◎	◎	◎	発注者別評価点数項目等調書 (コピー可) 指定様式	県の様式を一部変更していますのでご注意ください。
③	◎	◎	◎	建設業許可証明書 (コピー可)	申請日直前3カ月以内に発行されたもの。
④	◎	◎	◎	建設業許可申請書別紙2(1)又は(2) (営業所一覧:コピー可)	
⑤	△	△	△	委任状 (原本。A4判)	委任する営業所がある場合のみ必要。
⑥	◎	◎	◎	納税証明書等 (コピー可)	・5ページで指定するもの ・申請日直前3カ月以内に発行されたもの。

⑦	◎	◎	◎	<p>経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書 (コピー)</p> <p>県内業者: 審査基準日が平成21年10月1日～平成22年9月30日のもの 県外業者: 審査基準日が平成21年9月1日～平成22年8月31日のもの</p>	<p>左記の通知書を未受領の方は、審査済(受付)印のある経営規模等評価申請書・総合評価値請求書及び工事種類別完成工事高(別紙一)のコピーを提出してください。</p> <p>平成23年2月末日までに結果通知書を提出してください(郵送は消印有効)。期限までに提出がない場合、入札参加資格は無効となります。</p> <p>(注意事項) 経営事項審査における平均完成工事高の要件はありません。平均完成工事高がない場合でも、その業種の申請を行うことができますが、申請書を提出したことにより必ずしも指名を受けられるものとは限りません。</p>
⑧	◎	◎	×	<p>技術職員名簿(経営規模等評価申請書・総合評価値請求書の別紙二)(コピー可)</p>	<p>直近(⑦の審査基準日時点)のもの。</p>
⑨	◎	◎	◎	<p>工事経歴書(建設業法施行規則様式第二号、コピー可)</p>	<p>申請日直前の2期分。 (可能な限り両面印刷してください。)</p>
⑩	△	△	△	<p>ISO(国際標準化機構)規格の登録証 (コピー) <u>平成22年12月1日現在で有効であるもの</u></p>	<p>・ISO 9001 ・ISO 14001</p> <p>JAB(財団法人日本適合性認定協会)認定の審査登録機関でないものが発行した登録証で、日本語以外で記載されている場合は、日本語に訳したのも必ず添付すること。</p> <p>更新審査中の場合は、認定機関からの通知書等、その事実を証する書面を添付すること。 有効期間が登録証に記載されていない場合は、平成22年12月1日現在で有効な旨の登録機関等の証明書を添付してください。</p>

⑪	△	△	△	<p>・財団法人道路保全技術センターが発行する舗装施工管理技術者資格者証又は合格通知書(コピー)</p> <p>・当該資格者の雇用の確認ができる書類(コピー可)を提示 健康保険被保険者証／標準報酬決定通知書／被保険者資格取得届／住民税特別徴収税額の通知書など)</p>	<p>ほ装を申請する者で、香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、平成22年12月1日現在の有資格者(試験に合格した者を含む。)がいる場合のみ提出。 (土木施工管理技士とは別の資格です。)</p>
⑫	◎	◎	×	<p>貸借対照表(様式第15号、個人は様式第18号)の「Ⅱ固定資産」の部分が記載されているページ<(決算)変更届書の中にあります。>(コピー)</p>	<p>直近(⑦の審査基準日時点)のもので<u>県の審査済印があるもの。</u> 県の審査済印が無い場合は⑦の審査基準日を含む営業年度の法人税又は所得税に係る確定申告書類一式を提示してください。</p>
⑬	◎	◎	△	<p>営業所の写真</p>	<p>香川県内に受任営業所(本社・本店を含む)を有する場合に提出してください。 申請日前3ヶ月以内のもの。 6ページの台紙に写真を貼付してください。</p>
⑭	◎	◎	◎	<p>建設工事入札参加資格審査申請カード</p>	<p>申請業種については、必要事項記入のうえ提出してください。</p>

4 必要な納税証明書等(コピー可)

対象	税の区分	証明書の種類
すべての業者	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税(個人は所得税) ・消費税及び地方消費税 	未納の税額がない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2
県内に営業所を有する業者	香川県税(すべての税目)	未納の税額がない旨の証明書
	個人住民税	◎法人 ・「特別徴収税額の決定通知書」又は「 特別徴収実施確認書 」 ※香川県内の営業所で申請する場合のみ必要 営業所が存在する香川県内の市町のもの。(当該市町に居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する県内市町のもの) ◎個人 ・「特別徴収税額の決定通知書」又は「 特別徴収実施確認書 」 ・「 個人住民税の滞納がない旨の証明書 」 (個人事業者のみ必要な書類です。) ※平成22年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町にて証明を受けたもの。
観音寺・三豊市内に営業所を有する業者	市税(全税目)	未納の税額がない旨の証明書(完納証明書) 「特別徴収税額の決定通知書」又は「 特別徴収実施確認書 」

営業所の写真

商号又は名称

営業所の名称	
所在地 <small>(都道府県名から記入)</small>	
電話番号	
1 枚目: 建物の全景	平成 年 月 日 撮 影
<div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>[作成要領]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 写真はカラーとし、デジタルカメラのカラー印刷や、ポラロイド写真でも結構です。 2. 営業所等の実態が確認できるように撮影してください。 3. 全景を一枚で撮影できない場合は、複数の角度から撮影しても構いません。 </div>	
2 枚目: 事務所の内部	平成 年 月 日 撮 影
<div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>[作成要領]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電話、机などの什器備品等の確認ができ、営業所の令第3条使用人と申請業種にかかる専任技術者が写っているものにしてください。なお、執務を行っている場所が異なるために、一緒に撮影することができない場合は、それぞれの部屋で撮影していただいても結構です。 2. 正面を向いて写してください。 <p>※申請業種に関係の無い専任技術者を写す必要はありません。</p> </div>	

写真が複数枚になり、1 枚の台紙で収まらない場合はこの台紙が複数枚になっても構いません。